

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

平泉町長 青木 幸保

市町村名 (市町村コード)	平泉町 (03402)
地域名 (地域内農業集落名)	長島地区  (赤羽根、二反田、前林、滝の沢、月館、竜ヶ坂、生江田、新田、砂子沢、石合、伊勢堂、桜木、中鈴峯、左邊、俄坂、半行、大平、束稲、小倉、深山、中村、西風、東岳、峠、下西風、遠代田、下田、八森、大槻田、山谷、山王、平石沢、小戸、赤伏前、赤伏、三反田、白山、佐野、古館、下平、下長根、須崎、三草作、田頭、皐田、杉、館岡、境田、野田、山田、平石、五反田、田向、下構、要害、袋谷起、島、下古川、菱沼、古川、福養、沢口、若宮、里、里前、本町、沖田、畑中、上古川、菊の沢、矢崎、中島、覆盆子、出谷起、稲城、桜里、荒川)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月16日 (第3回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

長島地区全体では集積率は50%以上となっているが、17区・18区については中山間地域のため圃場条件に制約があり、農地の利用集積が難しく、50%を大きく下回る現状にある。また、地域に受け手となる担い手がないため、新たな担い手の確保が必要である。  
山手側では未整備の田が多く、農作業の効率が悪い。また、小規模の兼業農家が多く、生産コストの削減が難しい地域である。

### (2) 地域における農業の将来の在り方

耕作してる担い手を維持し、集落営農などの検討を進めつつ、地域外から希望する認定農業者や認定新規就農者等の受入れや、新規に農業を担う者を募り、地域全体で利用する仕組みの整備を進める。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	680 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	680 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域農用地区域内の農地及びその周辺に所在する農地を農業上の利用が行われる区域とすることを基本とし、保全及び管理が行われる区域については、地域の実情に合わせて、検討する。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
認定農業者など農業の担い手に対し、農地集積・集約化を進めるため、農地中間管理事業を積極的に活用していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構を活用し、行政・農業委員会等の関係者間で協力体制を構築しながら担い手の経営意向を考慮し段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
農業の生産効率の向上や農地集積・集約を図るため、行政、土地改良区等と連携し、地区内において農地の大区画化等の基盤整備に取り組む。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
新規就農者が営農しやすいよう、町・県・JAの相談体制の構築や環境整備を図るなど、確保から定着までに向けた取組を展開する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
効率化が見込める作業は委託の可否を検討し、遊休農地の発生防止を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①補助事業を活用して鳥獣対策として電気柵の設置を随時行っていく。既存の電気柵については、補修・定期的な見回りを行い維持管理を行っていく。引き続き鳥獣被害対策を集落での話し合いを進めながら取り組んでいく。多面的機能支払交付金を活用し、対象農用地に設置した柵の維持管理を行う。
- ⑤果樹栽培に取り組む、農業所得拡大を進めていく。
- ⑦農地保全、施設等の維持・管理についてはこれまでどおり地域一体で取り組んでいく。多面的機能支払交付金を活用し、農地の維持管理を続けていく。地域内多面的機能支払活動組織 長島地区:13組織
- ⑧新規就農者へ既設のハウス等農業用施設を活用した施設栽培を提案する。
- ⑨飼料作物の取組を維持するとともに、農地の集約化等による栽培作業の効率化を図る。